

# 松戸市農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 8 日

令和4年松戸市農業委員会8月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和4年8月8日午後2時30分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	6番	山口輝雄
7番	岩佐忠夫	8番	椿唯司
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

5番 山室一美

1. 関係課出席職員 みどりと花の課

課長	三末容央	主任主事	井上毅
技師補	今井涼太		

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長補佐	榊孝弘
主幹兼係長	古山和幸	主幹兼係長	武井博子

## 開会 午後 2時30分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和4年8月総会を開催いたしたいと思えます。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。

しばらくお待ちください。

### (傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

---

### ◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。議席番号15番、渡邊慶弘委員、1番、加藤一郎委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎議案の提出

議 長 早速、議事に入ります。

本日の議案は第1号から第4号となっております。

なお、報告事項につきましては第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

---

### ◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 特定生産緑地の指定についてを議題といたします。

なお、本議案につきましては、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与

の制限に抵触する事案でありますので、関係人となる各委員につきましては、後ほど一度退席をお願いいたします。

それでは、みどりと花の課の課長、お願いいたします。

**みどりと花の課長** みどりと花の課長の三末です。

このたびの議案の生産緑地につきましては、コロナ禍の状況下、委員の皆様、また委員会事務局におかれましては、限られた時間の中でご対応いただきまして、深く感謝、御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議案第1号 「特定生産緑地の指定」につきましてご説明させていただきます。

まず、議案の資料についてですが、議案とは別に、議案に対応する生産緑地地区の位置・形状を示したA3横の市内全域を30に分割した位置図、それに加えまして、今回の指定状況及びこれまでの経過を記載したA3横1枚の説明資料の2点をお手元に配付させていただいております。

ここでの説明につきましては、2点目にお話ししたA3横の資料でさせていただきます。

最初に、特定生産緑地とは、生産緑地の指定を受けてから30年経過を迎える生産緑地のうち、30年経過後においても、その保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められる農地等を特定生産緑地として指定するものでございます。

よって、今回、特定生産緑地の指定対象となる生産緑地につきましては、現制度による当初指定年月日であります平成4年11月24日に指定した生産緑地地区が対象となります。

次に、特定生産緑地制度の概要についてお話しさせていただきます。

特定生産緑地制度につきましては、平成27年に都市農業振興基本法が制定され、「農地は都市にあるべきもの」と位置づけられ、都市農業の機能発揮と有効活用及び適正な保全が求められるようになり、その流れの中で、平成29年に生産緑地法が改正され、新たにできた制度でございます。

特定生産緑地は、生産緑地の所有者等の意向を基に、関係部局との調整の下、市町村が当該生産緑地を特定生産緑地として指定するものであり、指定された場合、「生産緑地の指定から30年経過後」から、さらに税制特例措置が10年延長されます。また、指定から10年経過するまでに、所有者等の同意と指定期限の延長の告示をすることで、繰り返し10年延長できる制度となっております。

特定生産緑地に係る税制につきましては、従来の生産緑地に措置されてきた税制が継続されますが、特定生産緑地に指定しない場合は、買取りの申出をしない場合でも、従来の税制

措置による税の軽減は受けられなくなります。

また、特定生産緑地は、指定から30年経過する前までに公示をする必要があります、既に30年経過してしまった生産緑地については指定することができません。

資料の左下にある図は、ご説明した内容を示したものとなっております。

続きまして、本市の特定生産緑地指定に向けた、これまでの経過についてご説明いたします。

資料の右のページをご覧ください。

特定生産緑地の指定につきましては、生産緑地の指定から30年が経過する日、これを申出基準日といたしますが、この申出基準日までに指定を行う必要があるため、今年度は、平成4年に指定を受けた生産緑地の所有者等に対し、制度等の周知や指定に関する手続を進めてまいりました。

平成30年度は、前年の生産緑地制度改正を受け、制度に関する説明会の実施、また、生産緑地所有者への説明資料の送付や生産緑地に関するアンケート調査を実施しました。

令和元年度には、平成4年11月24日指定の生産緑地所有者に対し、申出基準日のお知らせ文書の送付と特定生産緑地の指定手続に係る説明会を開催し、特定生産緑地の指定手続の概要説明、また、指定スケジュールについて説明させていただきました。その後、説明会に参加できなかった方へも当該説明会資料を送付した後、令和2年1月より事前審査申請受付の第1回目を開始しております。

事前審査の実施と申請受付は令和3年度まで行い、審査を通過した所有者について、特定生産緑地指定の申出、いわゆる本申請を受け付けました。また、特定生産緑地にしない意向の所有者に対しては、特定生産緑地の指定に関する確認書、これは指定しない旨の意向の確認ということですが、この提出をしていただき、全所有者の意向を確定させております。

続いて、特定生産緑地の指定申出の内訳についてお話しします。

資料の右下の表をご覧ください。

本市における生産緑地は、令和4年8月1日現在で522地区、約123ヘクタールを指定しております。そのうち、特定生産緑地の指定が可能な生産緑地は470地区、約107ヘクタールとなっており、そのうち、特定生産緑地の指定の申出があったものが395地区、約91ヘクタールとなっており、この395地区、約90ヘクタールにつきましてが、本日ご審議をいただく対象となっております。

なお、お手元の議案の資料については、数字が最後396地区となっておりますが、395が

正しい数字です。

議案の15ページの一番最後の行にあります725号大谷口第12生産緑地地区については、今年の都市計画決定前の今現在の段階では、159号大谷口第2生産緑地地区に含まれますので、725号の706平方メートルは削除し、13ページ中段の159号大谷口第2生産緑地地区の面積であります2,577平方メートルに今の706平方メートルを足した3,283平方メートルが、159号大谷口第2生産緑地地区となりますので、この場で訂正させていただきます。

また、位置図につきましても、位置図の6ページになりますね、左上に725号の表記がございますが、これはその上の159号に含まれることとなります。

よって、合計面積や指定箇所が変わるわけではございません。誠に申し訳ございませんでした。

なお、指定が可能な対象者には全て確認を取っておりますので、未定となっている案件はございません。

指定する395地区についてですが、最初にお話しさせていただいたとおり、議案と配付資料の位置図に示しております。位置図の青色に塗り潰された箇所が、今回の指定対象となっております。

なお、現況は畑として、既に良好な作付がなされており、事前にご担当の委員の皆様には現地をご確認いただいているところでございます。

以上により、特定生産緑地として、「その保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められる」ことから、今回、特定生産緑地として指定するものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、10月に松戸市都市計画審議会に付議をさせていただき、承認後、公示をもって指定をする予定でございます。

以上、議案第1号のご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

**議 長** ただいま、みどりと花の課長より内容の説明がございました。

まず初め、調査結果について、調査を担当した委員の方々から意見聴取を執り行いたいと思います。

明・矢切区域から順番に願いたします。

**鈴木委員** 議席番号9番、鈴木榮一です。

明・矢切区域につきましては齋藤 香委員と、さらに、小金地区は杉浦昌平委員と確認を

いたしました。適正に管理されておりました。今後も適正に管理されると思いますので、承認したいと思います。ご賛同をお願いします。

**松戸委員** 議席番号13番、松戸英樹です。

東部地区を湯浅孝一委員と確認しましたが、適正に管理されており、今後も適正に管理されると思いますので、承認したいと思います。

**加藤（正）委員** 議席番号2番、加藤正芳です。

常盤平・五香六実区域を山崎唯司推進委員と、さらに、馬橋地区を杉浦勇司委員と確認しましたが、適正に管理されており、今後も適正に管理されると思いますので、承認したいと思います。お諮り願います。

**議 長** 各委員より、原案に賛成との意見がございました。  
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

**議 長** ご意見がないようであります。

それでは、議事参与の制限に抵触する事案から議決を行います。

お手元の議事参与一覧のとおり、該当する番号の関係委員を順番にお呼びいたしますので、事務局の誘導に従ってください。

戸張委員、お願いいたします。

(戸張委員退出)

**議 長** 原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

(戸張委員入室)

**議 長** 次に、渡邊洋子委員、お願いいたします。

(渡邊洋子委員退出)

**議 長** 原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

(渡邊洋子委員入室)

議 長 次に、小暮推進委員、お願いいたします。

(小暮推進委員退出)

議 長 原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

(小暮推進委員入室)

議 長 次に、山口委員、お願いいたします。

(山口委員退出)

議 長 原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

(山口委員入室)

議 長 次に、渡邊慶弘委員、お願いいたします。

(渡邊慶弘委員退出)

議 長 原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

(渡邊慶弘委員入室)

議 長 次に、杉浦勇司委員、お願いいたします。

(杉浦勇司委員退出)

議 長 原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

(杉浦勇司委員入室)

議 長 次に、湯浅清推進委員、お願いいたします。

(湯浅 清推進委員退出)

議 長 原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

(湯浅 清推進委員入室)

議 長 次に、杉浦昌平委員、お願いいたします。

(杉浦昌平委員退出)

議 長 原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

(杉浦昌平委員入室)

議 長 次に、議案第1号の1番から395番のうち、議事参与の制限に抵触しない事案について、原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号は全て原案のとおり決定をいたしました。

みどりと花の課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

(みどりと花の課退席)

---

## ◎議案第2号

議 長 続いて、議案第2号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第1審査会第1審査班座長 議席番号13番、松戸英樹です。

去る8月1日月曜日、議案第2号の審査のため、第1審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、杉浦昌平第1審査会会長、齋藤香農業委員、加藤正芳農業委員、横山定勝推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審

査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることを報告します。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。議案書の17ページ、黄色い表紙の議案参考資料については1ページから5ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の1ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は松戸市秋山周辺において、新車及び中古車の販売・修理を営んでいます。主に業務用自動車を販売していますが、自家用車の販売も予定していることに伴い、既存の施設では手狭なことから、既存施設に隣接する申請地を借り受け、車両置場用地として利用するためです。

施設の概要については、車両15台を置く車両置場です。

整地については、砕石舗装とし、既存の車両置場とつながる出入口部分のみアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみですので自然浸透です。

被害防除については、北側は既存のフェンス、南側は既存のブロックを利用し、その他は1.5メートルの単管パイプに30センチの砕石止板を設置し、砂利の流出を防ぎます。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認しました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号の1番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま松戸座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

**渡邊委員** 議席番号10番、渡邊洋子です。

座長の説明でよく分かりましたので、審査会の意見に賛成いたします。お諮りください。

**議長** ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** ご意見がないようであります。

審査会の報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

**議長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第2号の2番につきまして、説明をお願いいたします。

**第1審査会第1審査班座長** それでは、議案第2号の2番についてご説明します。

議案書の17ページ、参考資料については7ページから11ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の7ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は松戸市大橋周辺において新車・中古自動車の販売・修理業を営んでいます。このたび、事業規模を拡大するため、申請地を取得し、車両置場として利用するためです。

施設の概要については、車両25台を置く車両置場です。

整地については、全面砕石舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、南・西・北側は1.2メートルの単管パイプに30センチの砕石止板を設置し、砂利の流出を防ぎます。東側は既存のブロック2段積みを利用します。

審査会では、現地調査の結果、一部砂利敷になっている箇所があり、このことについて質問したところ、申請人の先代が所有しているときに砂利敷にし、利用していたようで、申請人が相続した後は何も利用していないとのことでした。この行為に対し、農地法違反である

ことを指摘しました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認後、最終的な意見決定を行うこととしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、違反の状態に放置してしまったことについて謝罪しますとの内容でした。

費用については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認しました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第2号の2番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしく審議のほど、お願いいたします。

**議 長** ただいま松戸座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

**湯浅（孝）委員** 議席番号11番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

**議 長** ただいま湯浅孝一委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

---

◎議案第3号及び議案第4号

議長 次の議案第3号、第4号の議題に入る前に、推進委員の皆様のご一時退出をお願いいたします。

(推進委員退出)

議長 それでは、議案第3号 松戸市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱(案)の改正についてと議案第4号 松戸市農地利用最適化推進委員募集要領(案)の改正については関連がありますので、併せて議題といたします。

それでは、事務局より、説明をよろしくお願いいたします。

事務局 議案第3号 松戸市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱(案)について、議案第4号 松戸市農地利用最適化推進委員募集要領(案)の改正についてをご説明いたします。

ご説明する前に、8月総会議案参考資料についてお知らせいたします。

農業委員の皆様には、松戸市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱(案)、松戸市農地利用最適化推進委員募集要領(案)を、農業委員限りということで事前に送付させていただきました。まだ公表前でございますので、総会後、回収させていただきます。

それでは、説明に入ります。

本案件につきましては、令和5年7月20日の農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選に伴い、農業委員会等に関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会が農地利用最適化推進委員の公募を行うものです。

議案書19ページ、松戸市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱(案)、青色の表紙の参考資料1ページをご覧ください。

主な改正点についてご説明いたします。

要綱(案)の様式第1号から様式第3号の一部が改正となります。改正につきましては、同一内容になります。

5ページ、様式第1号、9ページ、様式第2号、13ページ、様式第3号の顔写真貼付していただく欄と最終学歴・農業に関する学歴欄が改正となります。

続きまして、議案書21ページ、参考資料の17ページ、松戸市農地利用最適化推進委員募

集要領（案）をご覧ください。

主な改正点についてご説明いたします。

参考資料の19ページをご覧ください。

9、受付期間です。令和4年10月3日から令和4年10月31日までとなります。

続きまして、参考資料の20ページをご覧ください。

13、農地利用最適化推進委員の選考結果の通知です。前回改選時に選考結果の通知をしていることから、要領に追加いたしました。

主な改正点については以上です。

以上、説明いたしました内容につきましては、農業委員の公募を実施する経済振興部農政課との協議を経ております。

以上、特別審議会における承認事項として報告させていただきます。

説明は以上です。

**議 長** ただいま事務局より、内容の説明がございました。

農業委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、加藤正芳委員。

**加藤（正）委員** 議席番号2番、加藤正芳です。

原案に賛成したいと思います。お諮り願います。

**議 長** ただいま加藤正芳委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

**議 長** ご意見がないようであります。

まず、議案第3号について、原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第4号について、原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

**議 長** はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、推進委委員の皆さんの入室を認めます。

(推進委員入室)

---

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書23ページ、報告事項1から37ページ、報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、23ページ、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により3件の届出を受理しました。

なお、3件ともあっせん希望はありませんでした。

次に、25ページから27ページ、報告事項2、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、27ページの一番下に記載のとおり、6月分として、畑のみで18件、7,447平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、29ページから32ページ、報告事項3、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、32ページの一番下に記載のとおり、田3件、580平方メートル、畑32件、7,506平方メートル、合計35件、8,086平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、33ページ、報告事項4、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より3件の照会があり、記載のとおり回答をしました。

次に、35ページから36ページ、報告事項5、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書8件を交付しました。

次に、37ページ、報告事項6、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり1件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

---

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和4年8月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時22分